

計画策定年度	平成26年度
計画主体	石川町

石川町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名 福島県石川町産業振興課
 所 在 地 福島県石川郡石川町字下泉153-2
 電 話 番 号 0247-26-9128
 F A X 番 号 0247-26-4148
 メ ー ル ア ド レ ス sangyou@town.ishikawa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、カルガモ、カワウ、ハクビシン
計画期間	平成27年度～平成29年度
対象地域	福島県石川町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	181千円 15a
	イモ類（ばれいしょ）等	318千円 20a
	かぼちゃ	165千円 20a
	計	664千円 55a
カラス	果樹（リンゴ、ナシ）等	502千円 10a
	トウモロコシ	75千円 10a
	計	577千円 20a
カルガモ	水稻	60千円 5a
カワウ	ウグイ、フナ、コイ等	3,076千円 1,320kg
ハクビシン	トウモロコシ等	149千円 20a
農産物被害合計		1,450千円 100a
水産物被害合計		3,076千円 1,320kg
合 計		4,526千円

(2) 被害の傾向

ア イノシシ

イノシシによる被害は、1年を通じて町内一円で発生し、水稻、ばれいしょ等のイモ類、並びに家畜飼料やホールクroppサイレージに損傷を与えるなど、被害が大きくなっている。また、水田の畦畔を掘り起こすなど、農地を荒らす被害も増加している。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により、イノシシの捕獲圧が低下し、個体数が大幅に増加していることから、より一層の被害拡大が懸念される。

イ カラス

カラスによる被害は、町内一円で発生し、特に果樹（リンゴ・ナシ・モモ）の収穫時の被害が多くなっている。

また、牛舎等において家畜飼料の食い荒らしなどの被害も発生しており、被害が年々拡大する傾向にある。

ウ カルガモ

カルガモの被害は、町内一円で発生し、田植え期（5月上旬）から5月下旬にかけて水稻

の食害や倒伏等の被害が発生しており、毎年度増加傾向にある。

エ カワウ

カワウによる被害は、千五沢ダムに営巣していることにより、糞による木枯れ被害、また、千五沢ダムのほか、町内のため池等において魚類の食害被害が例年継続的に発生している。

オ ハクビシン

ハクビシンによる被害は、町内一円で発生し、トウモロコシの食害や倒伏等の被害が発生するなど、年々被害が増加する傾向にある。

また、住居に侵入して住みつくなど、農業被害だけでなく生活環境被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指 標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 29 年度）
農作物被害額	6 6 4 千円	5 6 4 千円
農作物被害面積	5 5 a	4 7 a

カラス

指 標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 29 年度）
農作物被害額	5 7 7 千円	4 9 1 千円
農作物被害面積	2 0 a	1 7 a

カルガモ

指 標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 29 年度）
農作物被害額	6 0 千円	5 1 千円
農作物被害面積	5 a	4 a

カワウ

指 標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 29 年度）
水産物被害額	3, 0 7 6 千円	2, 6 1 5 千円
水産物被害量	1, 3 2 0 k g	1, 1 2 2 k g

ハクビシン

指 標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 29 年度）
農作物被害額	1 4 9 千円	1 2 7 千円
農作物被害面積	2 0 a	1 7 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・石川町鳥獣被害対策実施隊により町内 4 地区に分かれて捕獲活動が行われてきた。捕獲に関しては、鳥獣被害対策実施隊と連携し、情報交	・高齢化による狩猟者の減少に伴って、捕獲の担い手の育成が急務になっている。 ・被害の増加に伴い捕獲の出動要請

	換・協議等を行い、捕獲を実施した。 ・捕獲手段としては、銃器、箱わな、くくりわなを用いて行った。 ・有害鳥獣の捕獲のほか、花火や爆竹を使用し、追い払い活動を実施した。	が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になってきている。 ・農作物被害が増加している鳥獣については、東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響による個体数の増加、わなや追い払い活動への慣れが生じていることによるものと考えられる。捕獲個体数は年々増加しているが、より効果的な鳥獣被害対策及び農業者の自衛意識を高めるために、研修会への参加や勉強会等の開催、被害地区のパトロールの実施が必要である。 ・鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、近隣市町村との被害の情報を共有したり、境界付近での一斉捕獲活動を検討しなければならない。
防護柵の設置等に関する取組	・農家個人による柵などの設置による取り組みが行われてきた。	・後継者不足により、防護柵設置及び管理に対する人員確保が課題となっている。 ・特にイノシシによる被害が年々増加傾向にあるため、効果的な防護柵の設置を検討しなければならない。

(5) 今後の取組方針

これまで、石川町の鳥獣被害対策は、地元からの被害報告を受け、許可手続きを経て石川町鳥獣被害対策実施隊が出動する体制をとってきた。捕獲に関しては石川町鳥獣被害対策実施隊が中心となり、捕獲中心の被害対策を行ってきたが、実施隊員の高齢化及び減少が進んでおり、隊員の確保が難しい状況にあり、捕獲体制の強化が必要となっている。

一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により、町内各地でイノシシなど有害鳥獣の個体数が大幅に増加し、農業被害の拡大、石川町鳥獣被害対策実施隊の負担が増加している。

今後はこれらの対策として、以下のことに取り組む。

- ・箱わなやくくりわな等捕獲機材を導入し、捕獲に関する研修会を実施し捕獲技術の向上を目指す。
- ・石川町鳥獣被害対策実施隊の高齢化や狩猟免許取得者が減少していることから、狩猟免許の取得に関する支援等を行い、担い手の育成を図る。
- ・鳥獣被害の発生を未然に防ぐために、地域住民が主体となって被害防止対策を講じられるよ

う啓発を図るとともに、地域住民自ら農作物を守る意識を醸成し、地域ぐるみで鳥獣被害防止対策を推進する。

- ・イノシシの個体数調整については、有害捕獲、狩猟等により実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部石川分会から推薦された者を石川町長が隊員に任命し、石川町鳥獣被害対策実施隊を編成している。

捕獲については、石川町と石川町鳥獣被害対策実施隊の相互が連携し、捕獲活動を進める。鳥獣被害対策実施隊員により、有害鳥獣の捕獲のほか、農作物被害に遭った農業者に対して、有害鳥獣被害防止のための助言等を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン	・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行う。 ・狩猟免許試験について、広報誌等により周知する。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を行う。 ・箱わなやくくりわななどの捕獲機材を導入する。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動について、捕獲講習等の積極的な参加の促進・支援を行う。
28	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン	・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行う。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を行う。 ・狩猟免許試験について、広報誌等により周知するとともに、研修会等の開催を通じて狩猟免許の取得の促進・支援を行い、捕獲の担い手の育成を図る。 ・箱わなやくくりわななどの捕獲機材を導入する。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動について、捕獲講習等の積極的な参加の促進・支援を行う。
29	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン	・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行い、併せて、調査結果の公表により住民の意識啓発や狩猟に関する理解促進を図る。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を行う。 ・狩猟免許試験について、広報誌等により周知するとともに、研修会等の開催を通じて狩猟免許の取得の促進・支援を行い、捕獲の担い手の育成を図る。 ・箱わなやくくりわななどの捕獲機材を導入する。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動について、捕獲講習等の積極的な参加の促進・支援を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)、福島県イノシシ保護管理計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県イノシシ管理計画)及び福島県カワウ保護管理計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県カワウ管理計画)に基づく基準により捕獲を行う。	

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)、福島県イノシシ保護管理計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県イノシシ管理計画)に基づく基準による。 捕獲目標頭数を20頭とする。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)、福島県イノシシ保護管理計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県イノシシ管理計画)に基づく基準による。 捕獲目標頭数を20頭とする。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)、福島県イノシシ保護管理計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県イノシシ管理計画)に基づく基準による。 捕獲目標頭数を20頭とする。
カラス	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)の基準による。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)の基準による。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)の基準による。
カルガモ	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)の基準による。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)の基準による。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)の基準による。
カワウ	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)、福島県カワウ保護管理計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県カワウ管理計画)に基づく基準による。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)、福島県カワウ保護管理計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県カワウ管理計画)に基づく基準による。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)、福島県カワウ保護管理計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県カワウ管理計画)に基づく基準による。

	準により捕獲を行う。	準により捕獲を行う。	準により捕獲を行う。
ハクビシン	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)の基準による。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)の基準による。	福島県第11次鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法一部改正施行により福島県第11次鳥獣保護管理事業計画)の基準による。

捕獲等の取組内容	
石川町鳥獣被害対策実施隊と情報交換し、捕獲時期及び捕獲場所等を協議する。 また、捕獲手段としては、銃器、わななどの捕獲機材で行う。 ア 捕獲手段 ア) イノシシ…箱わな、くくりわな及び銃器による。 イ) カラス…銃器による。 ウ) カルガモ…銃器による。 エ) カワウ…銃器による。 オ) ハクビシン…箱わなによる。 イ 捕獲時期 農作物被害が多発する4～11月にかけて重点的に実施する。 ウ 捕獲場所 被害が大きい地区について重点的に行う。	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン	・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査を行う。 ・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供を行い自衛意識を促す。 ・対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・花火や爆竹を利用した追い払い活動を実施する。 ・被害地区パトロールの実施に向けて体制を整備する。

		・放任果樹の撤去について検討する。 ・電気柵等の購入補助について検討する。
28	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン	・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査を行う。 ・地域住民が主体的に被害防止対策に取り組めるよう、集落単位で研修会等を開催する。 ・対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・花火や爆竹を利用した追い払い活動を実施する。 ・被害地区パトロールを実施する。 ・放任果樹の撤去の実施に向けて体制を整備する。 ・電気柵等の購入補助を行う。
29	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン	・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査を行う。 ・地域住民が主体的に被害防止対策に取り組めるよう、集落単位で研修会等を開催する。 ・対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・花火や爆竹を利用した追い払い活動を実施する。 ・被害地区パトロールを実施する。 ・放任果樹の撤去を実施する。 ・電気柵等の購入補助を行う。

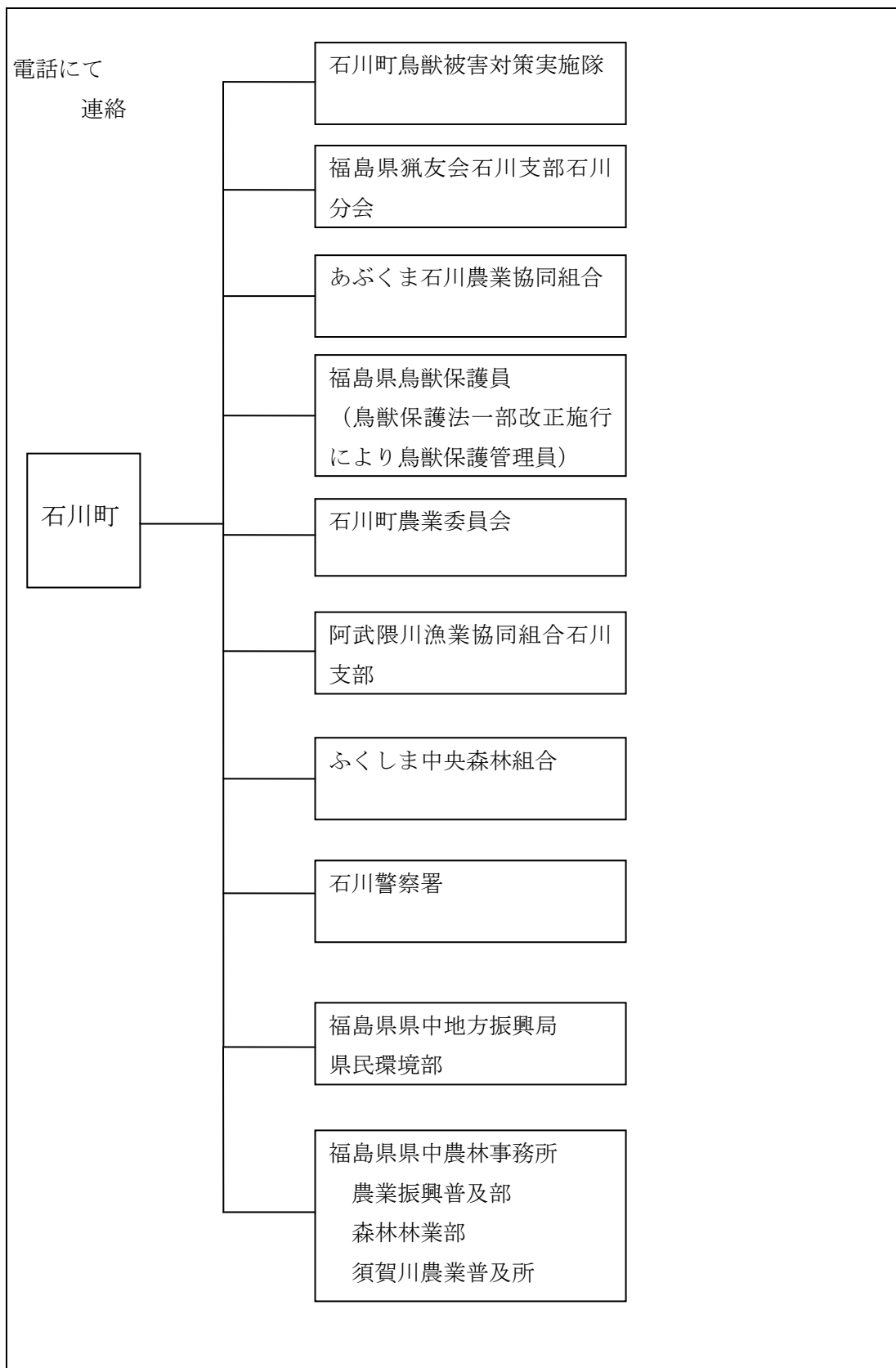
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
石川町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
石川町農業委員会	鳥獣の出没等に関する情報の収集を行う。
石川町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
福島県猟友会石川支部石川分会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
あぶくま石川農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供及び対象地域の巡回、被害防止に関する指導を行う。
福島県鳥獣保護員 (鳥獣保護法一部改正施行により鳥獣保護管理員)	鳥獣の出没等に関する情報の収集を行う。
ふくしま中央森林組合	鳥獣の出没等に関する情報の収集を行う。

石川警察署	有害鳥獣関連の情報提供と助言及び指導、住民への被害防止対策を行う。
阿武隈川漁業協同組合石川支部	被害対策の情報提供・指導を行う。
福島県県中地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 農業振興普及部 森林林業部 須賀川農業普及所	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	石川町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
石川町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
石川町農業委員会	農地の耕作状況に係る情報の提供を行う。 耕作放棄地解消に関する指導を行う。
石川町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施等を行う。
福島県猟友会石川支部石川分会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
あぶくま石川農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導等を行う。
福島県鳥獣保護員 (鳥獣保護法一部改正施行により鳥獣保護管理員)	鳥獣の出没等に関する情報の収集及び鳥獣の保護に関する指導を行う。
ふくしま中央森林組合	被害地域の住民代表として情報提供及び地域住民の協力体制の構築等を行う。
阿武隈川漁業協同組合石川支部	カワウの被害情報の収集及び被害対策の情報提供・指導を行う。

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
福島県県中地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 農業振興普及部 森林林業部 須賀川農業普及所	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日より、石川町長が委嘱する石川町鳥獣被害対策実施隊を設立。40名以内の隊員によって業務を行う。有害鳥獣被害防止のために、有害鳥獣の捕獲や追い払い活動、捕獲技術向上のための講習会等への参加を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設等で焼却及び埋設等適正に処理する。

8. その他被害防止施策の実施に関する必要な事項

なし